

## 令和2年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和2年度 概算要求額	3兆75億円
令和元年度 当初予算額	3兆1億円
差 引	+74億円
(対前年度比率+0.2%)	

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和元年度当初予算額は、臨時・特別の措置（10億円）を除く。

### 《主要事項》

<u>I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり</u>	2
○ 断らない相談支援を中心とする包括的支援体制の整備促進	
○ 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進	
○ 自殺総合対策の更なる推進	
○ 成年後見制度の利用促進	
<u>II 生活保護制度の適正な実施</u>	6
○ 生活保護に係る国庫負担	
○ 生活保護の適正実施の推進	
<u>III 福祉・介護人材確保対策等の推進</u>	7
○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
○ 外国人介護人材の受入環境の整備	
○ 小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進	
<u>IV 災害時における福祉支援</u>	10
○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

# I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

## 1. 断らない相談支援を中心とする包括的支援体制の整備促進【一部新規】

58億円（28億円）

市町村における複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制の整備のため、

- ・ 住民学習会の実施や活動拠点の整備など地域住民が役割を持つ地域づくりの取組
- ・ 住民に身近な地域において、分野を超えて総合的に相談できる体制づくり
- ・ 様々な相談機関のネットワーク構築

の推進に向けた市町村等の創意工夫ある取組、都道府県による市町村における地域づくりの取組の支援を引き続き促進する。

さらに、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ」（令和元年7月19日）を踏まえ、上記の相談支援体制に加え、社会とのつながりや参加の支援、地域コミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援の観点から、市町村の取組を推進し、包括的支援体制の構築を進める。

## 2. 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

### （1）生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の強化【一部新規】

525億円（438億円）

ひきこもり状態にある者や長期無業者など、社会的に孤立しやすく、就労等自立に向けた寄り添った支援が必要な者や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える者へ必要な支援を行うため、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応する包括的支援体制の強化等を進める。

#### ＜主な充実内容＞

##### ① 自立相談支援のアウトリーチ等の充実

各市等の自立相談支援機関へアウトリーチ支援員（仮称）を新たに配置し、ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進めるとともに、各都道府県に企業開拓員（仮称）を新たに配置し、就労準備支援事業等における就労体験や就労訓練受入先の開拓を進める。

##### ② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業について、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施の取組例を参考とした事業をモデル的に実施することを通じて、実施体制の整備を進める。

##### ③ 子どもの学習・生活支援事業の推進

より身近な場所で支援を受けられるよう、会場の設置を促進する。また、高校生世代への支援の充実を図る。

#### ④ 技能修得期間における生活費貸付の充実

働きながら国家資格の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度への新たなメニューの追加及びこれに伴うシステムの改修等を行う。

#### ⑤ ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成される専門家のチームをひきこもり地域支援センターに設置する。

チームの意見を踏まえて、管内市町村を巡回するセンターの支援員が、ひきこもり支援に携わる自立相談支援機関へのアドバイスや、当事者への直接支援を行う。また、チームは必要に応じて市町村の自立相談支援機関と連携しながら、当事者への直接支援を行う。

#### ⑥ 中高年の者に適したひきこもり支援の充実

社会とのつながりを支援するために、市町村において、中高年のひきこもり状態にある者を念頭に置いた居場所づくりやボランティア活動の機会を提供し、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者との良好な関係づくりのための相談会や講習会等による支援を行う

#### ⑦ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、施策の利用や支援を受けようとする意欲を喚起するための情報として、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例（成功体験例）を収集し、本人や家族等に周知を行う。

### （2）生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施【一部新規】

1. 2億円（1. 2億円）

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成の促進等を通じて、支援の質の向上を図る。

また、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

### （3）農業分野等との連携強化【新規】

1. 0億円

農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所でモデル的に実施する。

## 【参考】厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（抄）

### II. 就職氷河期世代の活躍促進に向けた取組

#### 3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

##### 【社会参加実現に向けたプログラム】

###### （8）支援が必要なすべての方に支援を届ける体制の強化【新規・拡充】

「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行う。

より身近な場所で相談を着実に受け止め適切な支援ができるよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（市域に設置）を入口とする相談支援体制を構築するとともに、それをひきこもり地域支援センター（県域に設置）がより強固にバッカアップする。

社会参加の場の充実として、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業について、就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能を明確化するとともに、多様な形態での広域実施の推進を図るなど全対象自治体での実施を促進する。また、「ひきこもりサポート事業」の充実を図り、幅広い年齢層を対象とする居場所づくりを推進する。

###### （9）地域共生社会の実現【新規・拡充】

8050 問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、市町村の包括的な支援体制づくりを支援するモデル事業を推進する。

更に、「断らない」相談支援体制の整備や地域における伴走体制の確保など、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築のための方策を検討するとともに、居場所を含む多様な地域活動の促進を図る。

### **3. 自殺総合対策の更なる推進**

- |  |                   |
|--|-------------------|
| <b>(1) 地域自殺対策強化交付金【一部新規】</b>   | <b>27億円（26億円）</b> |
| 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。   |                   |
| また、自殺リスクの高い者に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制を構築する。                               |                   |
| <b>(2) 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】</b>   | <b>8億円（5億円）</b>   |
| 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究や地域の自殺対策への取組支援等のために必要な支援を行うとともに、地域自殺対策推進センターの機能充実を図り、更なる自殺対策を推進する。 |                   |

### **4. 成年後見制度の利用促進**

- |   |                    |
|---|--------------------|
| <b>(1) 成年後見制度の利用促進のための体制整備【一部新規】</b>  | <b>11億円（3.5億円）</b> |
| 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するとともに、中核機関における市民後見人・親族後見人の専門的バックアップ体制の強化や適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦の取組を推進する。 |                    |
| また、後見人等の意思決定支援研修を全国的に実施するとともに、任意後見・補助・保佐等の広報・相談体制の強化を図る。  |                    |
| <b>(2) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成</b>  |                    |
| 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数<老健局にて計上>  |                    |
| 地域支援事業交付金1,941億円（1,941億円）の内数<老健局にて計上>   |                    |
| 地域生活支援事業費等補助金571億円（495億円）の内数<障害保健福祉部にて計上>   |                    |
| 市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。  |                    |

## II 生活保護制度の適正な実施

### 1. 生活保護に係る国庫負担

- |   |                      |
|---|----------------------|
| (1) 保護費負担金  | 2兆8,471億円（2兆8,508億円） |
| 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。 |                      |
| (2) 保護施設事務費負担金  | 299億円（297億円）         |
| 保護施設の運営に必要な経費を負担する。   |                      |

### 2. 生活保護の適正実施の推進

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| 153億円（151億円）               |  |
| (1) 生活保護の適正実施【一部新規】        | 生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。 |
| (2) 被保護者健康管理支援事業の円滑な実施【新規】 | 改正生活保護法に基づきデータに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が令和3年1月から必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を確保する。         |
| (3) 居宅生活移行支援の推進【新規】        | 一時的な宿泊施設である無料低額宿泊所や簡易宿所等からの居宅生活移行を一層推進するとともに、退去後の地域生活定着支援を実施するなど、安定した居宅生活に向けて総合的な支援体制の構築を図る。   |

### 3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

- |   |  |
|---|--|
| 19億円（20億円）  |  |
| 都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。 |  |
| また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。                      |  |

### III 福祉・介護人材確保対策等の推進

#### 1 福祉・介護人材確保対策の推進

##### (1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）82億円（82億円）の内数く老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナーの実施、介護職員に対する悩み相談窓口の設置、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施、介護入門者の更なるステップアップや現任職員のキャリアアップ支援など、介護人材の「参入促進」、「労働環境・待遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

##### (2) リーダー的介護職員の育成とチームケアによる実践力の向上【新規】

6億円

リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制によるチームケアの実践を推進し、介護人材の参入環境の整備と定着促進を図る。

##### (3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信の強化【一部新規】

9億円（7億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組をさらに進める。

##### (4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

5億円（5億円）

指導的・社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

#### 2 外国人介護人材の受入環境の整備等

##### (1) 外国人介護人材の受入環境の整備【一部新規】

13億円（9億円）

新たな在留資格「特定技能」の創設等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、以下のようない取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

###### ① 介護の技能水準を評価するための試験等の実施

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う外国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施する。

## ② 外国人介護人材の受入れを促進するための地方自治体支援や各種 PR 等の実施

介護分野における特定技能 1 号外国人等として日本の介護現場で就労を希望する人材を確保するため、地方自治体が行う受入れ促進にかかる取組をさらに促進するための支援（海外での合同説明会の開催等）や日本の介護に関する PR 動画を作成し、海外に発信等を実施する。

## ③ 介護技能向上のための研修等の実施

地域の中核的な受入施設等において、介護技能向上のための研修や、外国人を対象に行う研修の講師養成や外国人を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象とした研修を実施する。

## ④ 介護の日本語学習環境の整備

WEB コンテンツの開発・運用、日本語テキストの作成・配布等により、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を行う。

## ⑤ 介護に関する相談支援等の実施

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護業務の悩み等に関する相談支援や巡回訪問等を行う。

# （2）経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

## ① 外国人介護福祉士候補者の受入環境の整備 0.9 億円（0.9 億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問等を行うとともに、外国人介護福祉士を含め、母国語での相談等に対応する。

## ② 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援

### （ア）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

#### 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護、医療的ケアに関する専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

### （イ）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施 1.3 億円（1.3 億円）

受入施設における外国人介護福祉士候補者の継続的な学習支援のため、集合研修、通信添削指導、資格を取得できなかった候補者に対する帰国後の学習支援を引き続き実施する。

# 3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

## （1）小規模社会福祉法人等のネットワーク化の推進 12 億円（12 億円）

地域共生社会の実現に向け、小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の試行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組を推進する。

## (2) 小規模社会福祉法人の事務処理体制の強化【新規】

7百万円

日常発生する会計処理の適正化、各小規模社会福祉法人間の交流、情報交換を促進するための研修を開催することにより、小規模社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制の強化を図る。

## (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

274億円（276億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

## (4) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

### ① 貸付枠の確保

資金交付額	2, 875億円
（ 福祉貸付 ）	1, 850億円
（ 医療貸付 ）	1, 025億円

### ② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

(ア) 老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 貸付利率の引き下げ

(イ) 日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設

- ・ 貸付けの相手方を社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人、一般社団・財団法人及び特定非営利活動法人とする。

(ウ) 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

- ・ 償還期間（据置期間）の延伸
- ・ 融資率の引き上げ

## IV 災害時における福祉支援

### 1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

#### (1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」167億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

#### (2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

11億円（11億円）

熊本地震や平成30年7月豪雨等大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

### 2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

2億円（2億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施。

### 3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

#### (1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 3億円（42百万円）

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な要配慮者に対し、避難所等での避難生活における生活機能の低下などの二次被害を防止するため、災害派遣福祉チームの組成や保健医療分野も含めた一体的支援体制の検討等、平時から支援体制の整備を推進する。

#### (2) 災害ボランティア活動への支援の推進【一部新規】

5. 0億円（35百万円）

昨今の災害時における災害ボランティアの重要性に鑑み、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平時からの実践的な研修や実地による訓練の実施を推進する。